

週休2日等工事試行要領の改定について

■ 改定の背景

○ 週休2日等工事の実施について

- （１）県土木部では平成29年度から試行要領を適用し、現在ほぼ全ての工事で実施できている。
- （２）国における実態調査において、週休2日工事実施の有無で経費の実績が変わらないため、国土交通省（土木・建築）では、令和8年度から工事費の補正を行わないこととした。
また、国土交通省（港湾）も、労務費・市場単価の補正を行わない（諸経費補正継続）
こととした。

○ 共通仕様書の改正

- （１）共通仕様書土木工事編（令和8年10月1日改正）1-1-33週休二日の対応を、「週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。」と規定（建築工事においても同様の記載あり）し、県土木部として引き続き週休2日の取得促進を図ることとする。

1 主な改定内容

○ 工事費の補正

- （1）土木工事、建築工事は、工事費の補正を行わない。
- （2）港湾漁港工事については、諸経費のみ補正する。（労務費・市場単価・標準単価への補正は行わない。）

○ アンケート調査

- （3）「週休2日確保工事調査表」（様式1、2）の提出を不要とする。

○ 工事成績評定

- （4）令和9年4月以降に竣工検査を実施する工事は、評価しない。

○ 実施証明書

- （5）令和9年4月以降に竣工検査を実施する工事は、発行しない。

令和8年10月1日以降起工する工事の対応

【土木工事・建築工事】

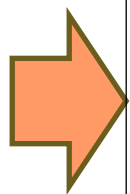
これまで同様、「週休2日確保モデル工事（発注者指定型）」（月単位）で発注する。

工事費の補正は行わない。令和8年度中は、工事成績評定の評価、実施証明書を発行する。

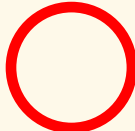
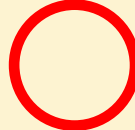
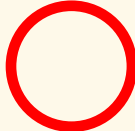
【港湾漁港工事】

これまで同様、「週休2日確保モデル工事（発注者指定型）」（月単位）で発注する。

工事費の補正は諸経費のみ行う。令和8年度中は、工事成績評定の評価、実施証明書を発行する。



2 改定早見表（時系列）

		～R8.9.30	R8.10.1～R9.3.31	R9.4.1～
				
工事費の補正	土木建築	 補正有	 補正無	 補正無
	港湾	 補正有	 補正有 (諸経費のみ)	 補正有無 は未定
工事成績評定		 加点有	 加点有	 加点無 ※R9.4.1以降 竣工検査を実施する工事
実施証明書		 発行有	 発行有	 発行無 ※R9.4.1以降 竣工検査を実施する工事